

第 1 2 6 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 3 月 2 2 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 126 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 3 月 22 日 (火) 午後 3 時 02 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 3 月 22 日 (火) 午後 3 時 29 分

3. 開催場所 温泉保養館「バーデハウスふくち」

### 4. 出席委員 (22 人)

会長 15 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 20 番 砂 庭 周 平

委員 2 番 藤 田 博 康 3 番 山 内 一 男

4 番 庭 田 藤 樹 5 番 野 田 清 八

6 番 川守田 雄 一 7 番 中 村 文 男

8 番 四 戸 正 子 9 番 堀 内 重 男

11 番 坂 本 俊 孝 12 番 工 藤 喜代治

13 番 梅 内 勝 治 14 番 石 橋 薫

17 番 西 塚 晴 義 18 番 高 森 直 樹

19 番 佐々木 照 雄 21 番 高 橋 仁

22 番 中 野 らん子 23 番 馬 場 隆

25 番 松 村 範 明 26 番 庭 田 豊 茂

### 5. 欠席委員 (3 人)

1 番 磯 川 齋 10 番 工 藤 雄 一

24 番 工 藤 茂

### 6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

### 7. 会議日程

日程 第 1 会議録署名委員の指名

日程 第 2 会期の決定

日程 第 3 諸般の報告

日程 第 4 報告第 7 号 賃貸借合意解約書の受理について

日程 第 5 報告第 8 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程 第 6 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 第 7 議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程 第 8 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程 第 9 議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程 第 10 議案第 42 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程 第 11 議案第 43 号 南部町農業委員会会議規則の一部改正について

事務局長	<p>ただいまから、第 126 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>桜の花が咲いてきたと、東京では言っていますが、東北地方も暖かくなってきました。 本日は、私たち農業委員の任期中最後の総会となりますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 22 名で、委員定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 2 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。 会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 11 番 坂本 俊孝 委員 12 番 工藤 喜代治 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 7 号「貸借合意解約書の受理について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 7 号について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法の規定により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日は平成 28 年 3 月 25 日で、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 28 年 3 月 31 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第7号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で第7号の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 報告第8号「使用貸借合意解約書の受理について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第8号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成26年5月1日から平成29年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日は平成28年2月24日で、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成28年3月31日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成28年2月26日から平成48年2月25日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成28年3月4日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第8号について、発言はありますか。</p> <p>【「なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で第8号の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第38号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>高橋 仁 調査員</p>

高橋 調査員	<p>21番 高橋から説明いたします。</p> <p>去る3月14日、砂庭 調査員と中央公民館において、議案第38号から第40号について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず、議案第38号についてですが、農地法第3条第2項各号に掲げる、許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人・譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が父から贈与を受けて営農するため申請地を取得するもので、譲渡人は農業後継者である子に贈与するため、譲渡するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第38号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第38号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第39号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請については、1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>高橋 調査員</p>
高橋 調査員	<p>議案第39号についてですが、農地法第4条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、申請地にカラマツを植林するため転用するものです。</p>

	<p>調査の結果、転用内容は転用 許可 基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 39 号について、補足いたします。 申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町役場から南約 8 キロメートルの距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、周囲が山林となっています。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 39 号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 日程第 8 議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 40 号について、ご説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、使用貸借の設定に関するものであります。 なお、別紙資料に案内図、位置図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。 高橋 調査員</p>
高 橋 調 査 員	<p>議案第 40 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p>

	<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が自己住宅を建築し転居するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 40 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町役場から南西に約 5.5 km の距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、周囲は住宅地が形成されています。</p> <p>使用貸借期間は 35 年です。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 40 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 40 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>日程第 9 議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、2 番 藤田 博康 委員の関係している事案が含まれていますので、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 41 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、12 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営</p>

議 長	<p>面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>ここで、藤田 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 21 分 藤田委員退席）</p> <p>それでは、議案第 41 号の番号 1 番から 3 番までの説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>番号 1 番から 3 番までについて、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、番号 1 番から 3 番までについては、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、藤田委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 22 分 藤田委員着席）</p> <p>次に、議案第 41 号の番号 4 番から 12 番までの説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,026 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,474 円です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,991 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 41 号の番号 4 番から 12 番について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、番号 4 番から 12 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10 議案第 42 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p>

	<p>ここでは、13 番 梅内 勝治 委員の関係している事案が含まれていますので、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>それでは、梅内 委員、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 25 分 梅内委員退席）</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 42 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 28 年 3 月 25 日から平成 38 年 3 月 24 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 5,991 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 42 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 42 号については、原案のとおり許可相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>ここで、梅内 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">（午後 3 時 27 分 梅内委員着席）</p> <p>次に、日程第 11 議案第 43 号「南部町農業委員会会議規則の一部改正について」を議題いたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 43 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会が定めております会議規則の一部を改正する必要が生じたため、審議を求めます。</p> <p>改正の内容ですが、法律の条項が変わったことにより、第 1 条中の「第 28 条」を「第 34 条」に、第 5 条中の「第 24 条」を「第 31 条」に変更し、第 6 条で規定する「選挙による委員の一般選挙後」を削除するものです。</p>

議 長	<p>なお、施行期日は平成 28 年 4 月 1 日です。 以上です。</p> <p>議案第 43 号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 43 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 126 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 29 分)</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 22 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員